

第 2 部

都市づくりの全体構想

第1章 都市づくりの理念と目標

1 都市づくりの理念

「長浜市総合計画」では、「現代のライフスタイルに合った、人と人とのゆるやかな結びつきのなかで、市民一人ひとりが長浜の未来を想い描き、長浜で暮らす幸せを実感しながら生きることができるまち」、「長浜に暮らす全ての人が、安全で安心な暮らしのなかで自信と誇りにあふれ、心豊かに満ち足りていて楽しいと実感でき、長浜で暮らし続けたい、長浜で暮らして良かったと思えるまち」の実現を目指します。

この実現に向けて、都市づくりの課題、市民意見を踏まえた上で、都市づくりの理念を下記のとおり定めます。

都市づくりの理念

①地域コミュニティの維持

従来からの生活拠点を中心に、それぞれの特性に沿った発展を目指す地域が共生する、「集約型多核都市構造」の確立を目指す。

②安全・安心な暮らしの確保

誰もが安全で快適に「暮らし」「集い」「働き」「憩い」「学ぶ」ことができる、持続可能な適切規模での都市整備を目指す。

③地域経済の活性化

地域資源を活用し、市民と連携して、地域経済の好循環に寄与する都市づくりを目指す。

2 都市づくりの目標

都市づくりの理念に沿った都市づくりの目標と重点的な取組を以下のように設定します。

目標①

持続可能な長浜 ならではのまちづくり

将来にわたって持続できる都市経営を目指し、既存ストックの活用、中心市街地を中心とした地域に都市機能の集約化など、人口規模に見合った都市構造を目指します。

また、市街地でも、郊外でも、それぞれの地域の特性をいかした快適な暮らしができるような環境づくりを進めるため、市民発意による地区計画制度の活用等、市民や事業者が主役となる地域主導のまちづくりを進めます。

【重点的な取組】

都市づくりの理念で示す「集約型多核都市構造」を将来都市構造（次章参照）として位置付け、この実現に向けて、中心市街地と地域生活拠点、その周辺地域をつなぐ利便性の高い生活交通ネットワークの形成を進めます。とりわけ、コミュニティバス、乗合タクシー等の地域公共交通が持続可能となるよう、各地域の特性や利用実態等にあわせて適宜見直します。

また、幹線道路網の整備や地域交通網の充実を図り、多様な市民ニーズに対応する各種サービスを受けることができる生活圏の形成を目指します。

目標②

安全・安心な暮らしを支える都市基盤の整備

避難路や防災施設等、必要な都市基盤の整備等を通して、災害（地震災害・土砂災害・水害・雪害・原子力災害等）に強い都市づくりを進めます。

また、防犯や交通安全の観点からも安心して暮らせる環境づくりを行います。

【重点的な取組】

本市における災害対策のうち、最優先に取り組むべき事項として、滋賀県が策定した「湖北圏域河川整備計画」に基づいた実効性のある河川整備の早期実現を目指します。特に姉川、高時川、米川、長浜新川、田川、余呉川等の一級河川において、治水対策を促進します。



姉川

目標③

健全な開発と適切な 土地利用による都市 活力の向上

JR 田村駅周辺、小谷城スマートインターチェンジおよび（仮称）神田スマートインターチェンジ周辺では、ポテンシャルをいかして計画的に都市整備を進めます。

郊外においては、店舗は利便性の高い幹線道路沿いに誘導し、田園地では環境に悪影響を及ぼす建物を規制する等、良好な住環境の保全を図りつつ、地域の特性をいかせる土地利用の誘導を行います。

【重点的な取組】

JR 田村駅周辺においては、「南長浜まちづくりビジョン for2050」に基づき、長浜の南の玄関口として地域住民や市内企業と関係人口が交流し、また、新しいビジネスが創出される“内外交流ゾーン”としての拠点整備およびインフラ整備等を進めます。

また、（仮称）神田スマートインターチェンジ周辺においては、交通利便性を最大限活用したヒトとモノの交流を促す“SIC 活用ゾーン”および、雇用の創出や、地域経済の活性化が期待できる（仮称）長浜・米原工業団地をはじめとする“産業ゾーン”としての開発、整備を進めるとともに、必要な調査・分析を行い、南長浜地域における多様なまちづくりへの展開を図ります。

雇用の創出や、地域経済の活性化が期待できる（仮称）長浜・米原工業団地の開発を進めます。

目標④

地域資源を活用した 質の高い都市・田園 空間の形成

琵琶湖や余呉湖、伊吹山系の山なみ、田園集落等、地域の風土が育む美しい景観と環境を守り、自然豊かな都市づくりを進めます。

また、各地域に残る伝統的なまちなみ・風景を保全・活用し、長浜ならではの歴史や文化を感じさせる空間づくりを進め、次世代への継承を図ります。

【重点的な取組】

北国街道沿いの木之本宿のまちなみを地域資源として捉え、商業観光機能の強化を促すとともに、「長浜市景観まちづくり計画（令和6年12月改定）」における景観形成重点区域を中心に、地域の良好な景観形成の取組を促進します。



北国街道木之本宿

第2章 将来都市構造

1 基本的な考え方

今後の都市機能や施設の配置、土地利用等の大まかな方向性を「将来都市構造」として整理します。

土地利用、人口分布、新築や開発の動向、地形等（資料編参照）に着目すると、本市は下図に示すおおむね5つのエリアに分類できます。将来都市構造においても、これら各エリアの特色を考慮して方向性を示すものとします。

また、平成18年、平成22年と二度の合併を経た本市には、旧町の中心市街地などを核とした生活圏（下図における橙色の丸）が複数存在しており、各生活圏が鉄道や道路でつながっています。前章における目指す都市像を踏まえ、こうした地域特性を継承・強化していくことを前提とした長浜市ならではの都市構造を目指すものとします。

このような考え方のもと、本市では各地域の拠点を中心に複数の生活圏が維持・形成され、それぞれの生活圏が交通によって連携する「集約型多核都市構造」を目指すことを基本とします。

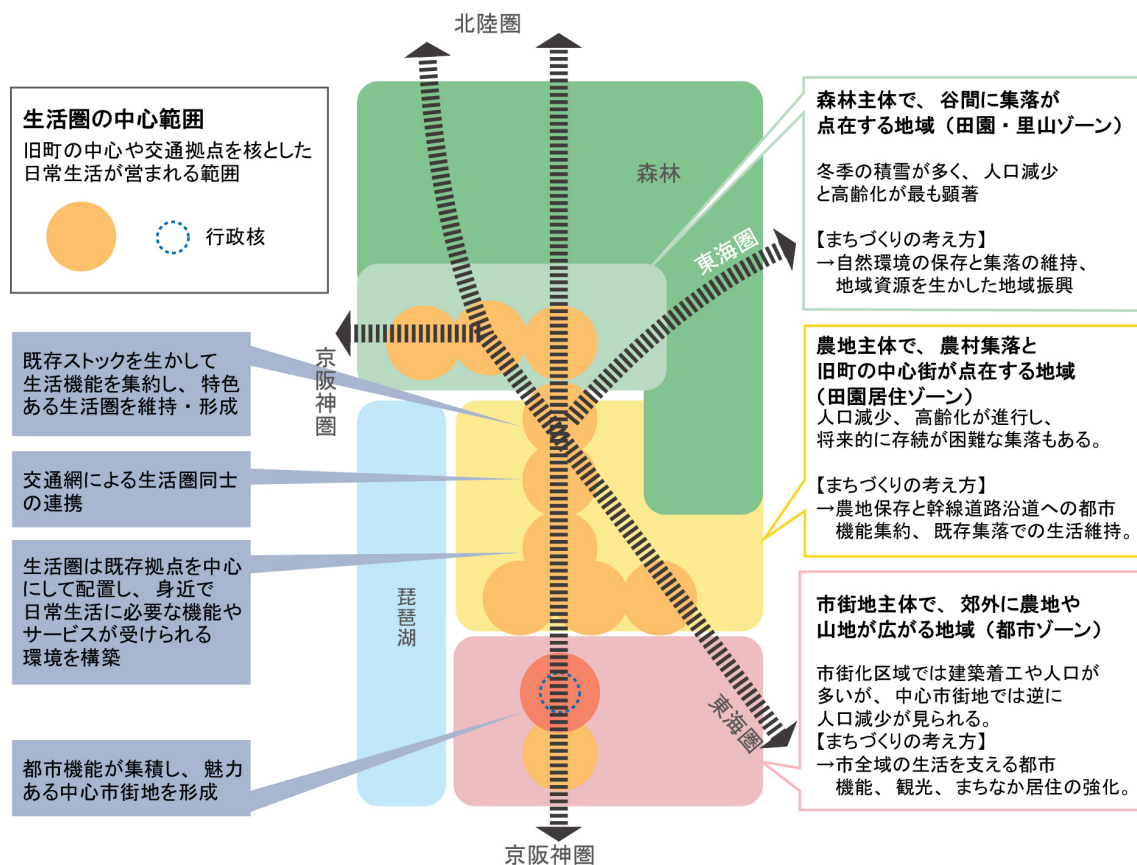


図 将来都市構造骨格イメージ

2 将来都市構造

「都市軸」、「都市拠点」、「ゾーン」の3つの要素ごとに将来の方向性を示します。

■ 都市軸

都市の骨格をなす鉄道・道路等の線的な構成要素

■ 都市拠点

日常生活・都市活動の中心となる場で、点的な構成要素

■ ゾーン

土地利用や人口分布等が類似する土地のまとまりで、面的な構成要素

(1) 都市軸

■ 広域幹線交流軸

次の2つの機能を担う鉄道・道路等を広域幹線交流軸と位置付け、整備・充実を図ります。

- ①近畿・中部・北陸経済圏や隣接都市と本市を結び、広域の経済活動等を支える機能
- ②広範囲にわたって各生活圏をつなぎ、連携を促進する機能

■ 地域支線交流軸

広域幹線交流軸の支線として、市内の各生活圏を連絡し、地域間の交流・連携を支える道路等を地域支線交流軸と位置付け、整備・充実を図ります。

(2) 都市拠点

■ 中心市街地核

中心市街地は広域的に人・モノ・情報を集め様々な出会いと交流を促進させ、多様な都市機能を集積させる地区であることから、『中心市街地核』と位置付けます。

特に JR 長浜駅周辺は、本市のターミナル拠点として、都市機能の集積と良好な景観形成に寄与する都市整備を進めます。

また、中心市街地への居住を促進させることで、快適な生活を実感できる機能的で利便性の高い都市形成を図ります。

■地域生活拠点

各分庁舎周辺等については、生活に身近な商業・福祉・生活サービス等が提供される『地域生活拠点』と位置付け、日々の生活利便性の向上を図り、地域特性を活用した都市形成を図ります。

なお、拠点として未成熟な地域については、他の生活圏との連携や移動手段の確保等を図るとともに、地域コミュニティの活力を高めながら自立した生活圏の形成を図るものとします。

■文教・産業創造拠点

本市の南の玄関口である JR 田村駅を中心とする生活圏は、長浜バイオ大学を中心としたバイオ関連の研究施設等が集積し、産業創出に取り組んでいるなど、成長が期待できる地域であることから、県内他都市への流出を受け止めるとともに、本市への流入を受け入れる機能を持った都市拠点『文教・産業創造拠点』として位置付け、今後も計画的に市街化を進めます。

特に、文教機能、産業機能の充実を図るとともに、周辺の公共施設や市立長浜病院等の医療機能とも連携した魅力的な都市空間の形成を図ります。

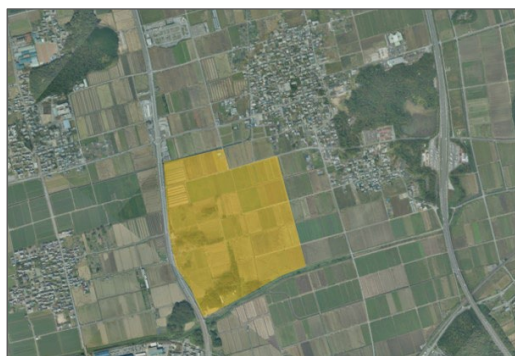
■産業機能創出拠点

既存の工業機能集積地については都市基盤の機能強化や高度化を図り、更なる発展を支援するとともに、新たな産業用地の開発により産業集積を促進することで、地域の経済基盤を確かなものとするための拠点づくりを進めます。

また、市街化区域辺縁部における工業機能の集積地では、事業拡大への対応や、都市基盤の機能強化を図りつつ、長浜インターチェンジ等の強みをいかし、地域経済の好循環に繋がる都市基盤の強化を支援します。

草野川沿いの地域では周辺の良い環境を活用した環境産業系の企業立地支援、びわ工業ストリアルパーク周辺や JR 高月駅南部周辺では製造業系の企業立地支援をそれぞれ図ります。

さらに、小谷城スマートインターチェンジ、(仮称) 神田スマートインターチェンジや(仮称) 長浜・米原工業団地周辺は、新たな産業拠点として、本市の発展に資する適切な土地利用を検討します。



(仮称) 長浜・米原工業団地候補地

(3) ゾーン

■都市ゾーン

既成市街地へ都市機能を集積するとともに、既成市街地外の市街化を抑制し、メリハリのある土地利用を図るゾーンとします。既成市街地外では、住居用地や産業用地を確保しつつ、良好な農地を保全します。

■田園居住ゾーン

集落と農地の共存を図るゾーンとします。各地域の中心部や幹線道路沿道へ日常生活に必要な機能やサービスを誘導し、既存集落における生活利便性を確保します。また、周辺環境に悪影響を与える開発を抑制することで、居住環境と営農環境を保全します。

■田園・里山ゾーン

集落、農地、森林の共存を図るゾーンとします。既存集落における暮らしを守るとともに、農地や森林を保全、活用します。

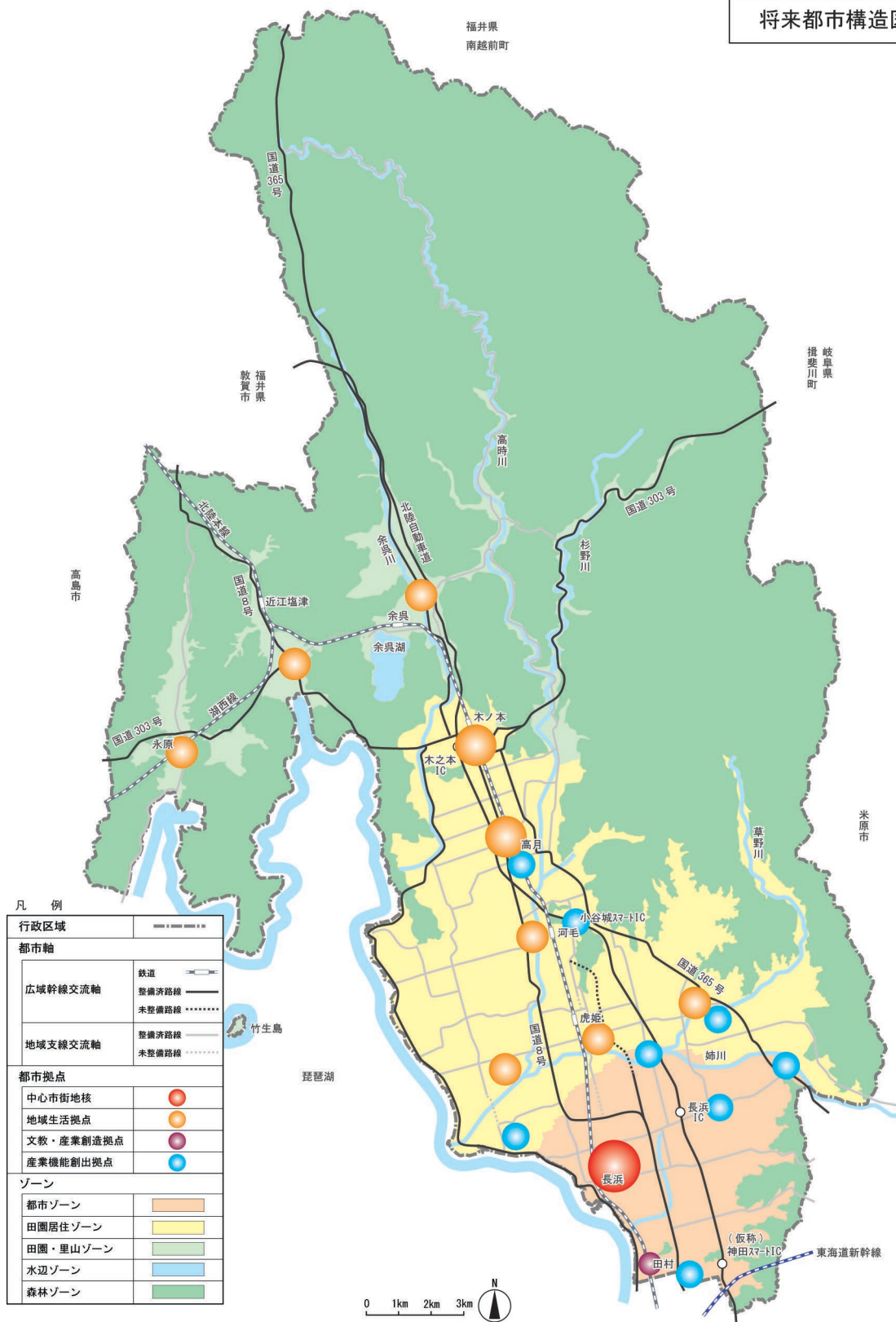
■森林ゾーン

国土保全、水源かん養、環境保全等の機能をもつ、良好な自然空間を形成している地域であり、森林の保全・活用や林業の振興に努めます。

■水辺ゾーン

本市固有の美しい琵琶湖景観を形づくるシンボルとして、観光資源でもある竹生島を含む琵琶湖岸や余呉湖、姉川、高時川等の良好な水辺の維持・保全・活用に努めます。

将来都市構造図



第3章 都市整備の方針

3-1 視点別都市整備の方針

本市の都市づくりの理念の実現に向けて、今後の都市整備の方針を、「土地利用」、「交通施設・道路」、「上下水道施設・河川・環境衛生施設」、「公園・緑地」、「都市景観づくり」、「防災都市づくり」の6つの視点から整理します。

市以外の管理者や許認可権者（県、国等）が整備を行う施設に関する都市整備の方針は、市が当該者に対し要望や事業の推進に向けた働きかけ等を積極的に行っていくという姿勢で記載しています。

1 土地利用の方針

(1) 基本方針

集約型多核都市構造の形成に向け、都市拠点を中心として、商業系、工業系、住居系の土地利用を促します。その際、市街化の動向、農地や森林などの自然との調和、良好な景観形成に配慮しつつ、地域の実情や特色に応じた規制・誘導を図ることを基本とします。

北陸自動車道のインターチェンジ等の結節点周辺や主要な幹線道路沿道では、自然環境や農業との調整を図ったうえで、広域交通の利便性をいかし産業の発展に資する機能集積を図ります。

田園や森林が広がる地域では、農地・森林などの自然的土地利用の保全を前提としつつ、既存の集落とそこでの生活を支える商業・工業系の土地利用を一定の制限の中で押し進めていくことで、集落、農地、森林の共存を図るものとします。

(2) 類型別土地利用の方針

①商業観光地

都市 ゾーン	- JR 長浜駅周辺の商業観光地は、文化・交流施設、行政機関等様々な都市機能の集積を図るとともに、計画的な土地利用により都市機能を強化します。また、北国街道の歴史的まちなみや黒壁等の資源の活用、宿泊滞在型の観光圏づくりを通して、地域の魅力向上を図ります。 - JR 田村駅周辺は、既存のアセットをいかしつつ、地域内外のヒト、モノ、コトの交流を促す機能、施設等の整備を進め、地域活性化を図ります。
田園 居住 ゾーン	- JR 木ノ本駅周辺の商業観光地は、北国街道木之本宿の歴史的なまちなみをいかしつつ、商業系の土地利用を誘導します。 - 国指定史跡の小谷城跡周辺では、長浜の歴史を最も特徴づける「戦国時代」の歴史文化資源の保存・活用により、観光振興と地域の魅力の継承を図ります。

②沿道・沿線商業地

都市 ゾーン	既存の大型店や飲食業系の土地利用等をいかして商業機能の充実を促します。また、他のゾーンや市外からの通過交通での利用者にも対応できる沿道商業空間とします。
田園 居住 ゾーン	生活利便施設や福祉サービス等を幹線道路沿いまたは生活圏内へ誘導することで、コンパクトな日常生活空間の形成を図ります。また、田園・里山ゾーンに不足する商業機能を補完する沿道・沿線商業空間とします。

③工業地	
都市ゾーン	・ 住居系の土地利用と工業系の土地利用が混在または近接している地域が多いため、その解消または住居系の土地利用と工業系の土地利用のあつれきのない共生を目指し、適切な機能誘導や周辺環境対策の充実を図ります。 ・ 長浜インターチェンジと（仮称）神田スマートインターチェンジや市街地への好アクセスの強みをいかして新たな工業適地の確保を行い、良好な産業空間を形成します。 ・ 市街地辺縁部の主要幹線道路沿いで商業系土地利用が図られている準工業地域は、県北部の生活者の日常生活を支える空間となっていることから、今後の動向を踏まえ、必要に応じて商業系用途地域への見直しを進めます。
田園居住ゾーン	・ びわ地域や高月地域の工業地においては、幹線道路沿いに高度な技術による製造業系の企業が集積しており、設備投資に伴う用地拡大への対応や、都市基盤への機能強化を図り、工業系機能の更なる強化に努めます。 ・ その他の地域においても、周辺の農環境・住環境との調和に十分留意しながら、用地拡大等の需要に応じて新たな工業適地の確保に努めます。

④住宅地	
都市ゾーン	・ 市街化区域内の既存住宅地については、商業地や工業地等との調和を図りつつ、必要な公共施設を計画的に整備・改善するなど、市街化区域への居住誘導を図り、快適な居住環境の形成に努めます。 ・ JR 長浜駅周辺の観光商業地は、景観資源を含め歴史的なまちなみと調和した住宅地の形成を目指します。 ・ 中心市街地の定住人口増加策として、空き町家の再生による居住等を促進するとともに、近隣の歴史的なまちなみに調和する範囲で、一定の共同住宅の立地も許容していくものとします。 ・ 市街化区域辺縁部では地区計画制度等を用いた新たな居住地域の形成に努めます。
田園居住ゾーン	・ 既存の住宅地においては、用途地域や特定用途制限地域等の活用により、周辺の自然環境や地域の歴史的なまちなみ環境等、周辺との調和を図り、快適な居住環境の形成に努めます。

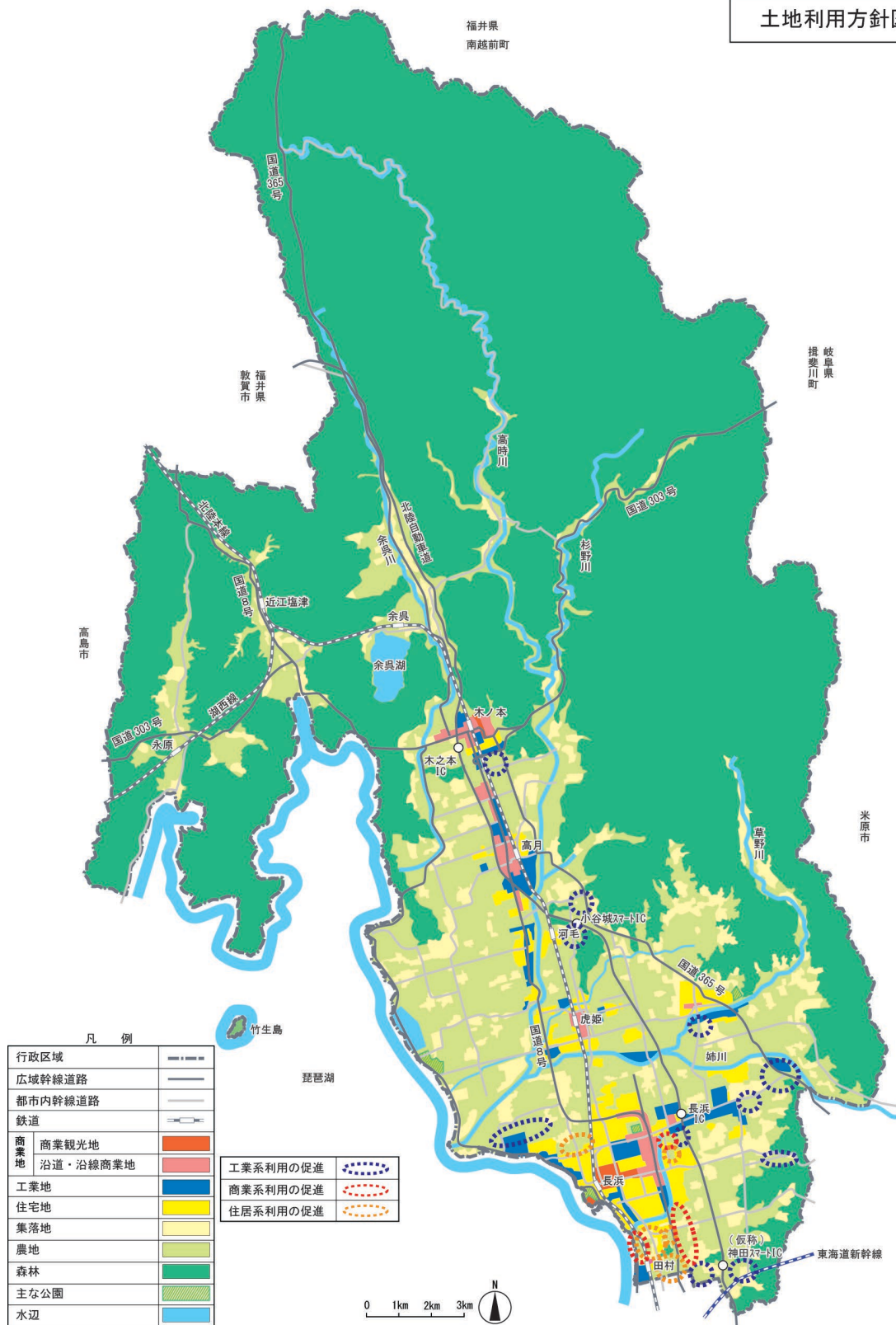
⑤農地および集落地

都市 ゾーン	・ 市街化区域内に残る農地を中心とする低・未利用地では、適正な道路の確保に努めつつ、土地の有効活用を図り、新たな居住空間の創出を図ります。 ・ 市街化区域外の農地については、農業振興地域における農用地区域を中心に良好な田園・食料自給の場として保全し、都市的土地利用との調整を図り必要な基盤整備を進めます。 ・ インターチェンジ周辺などの市街化区域外の農地では、周辺の住宅や農地等の環境に配慮しながら、地区計画等の制度を活用し産業振興を進めます。
田園 居住 ゾーン	・ 農地および集落地を無秩序な開発から守り、地域の実情に応じた適切な土地利用を誘導するため、特定用途制限地域を指定します。また、周辺に大きな影響を及ぼす開発については、事業者に対して良好な居住環境を守るための方策を講じるよう、指導に努めます。 ・ 農業振興地域における農用地区域を中心に良好な田園・食料自給の場として保全し、都市的土地利用との調整を図り、必要な基盤整備を進めます。 ・ 長浜市景観まちづくり計画制度等の活用や、長浜市空家等対策計画に基づく空き家対策等を推進することで、良好な居住環境づくりを推進します。
田園・ 里山 ゾーン	・ 農地については、地域特性を踏まえた農作物に特化した農地に転化を図るなど、利用促進に向けた保全策に取り組みます。 ・ 集落地については、長浜市過疎地域持続的発展計画や山村振興法に基づき集落環境の整備を図ります。 ・ 山間部における集落地の生活を支えるために、既存の公共施設等を中心とした小さな拠点の形成を検討します。

⑥森林	
森林 ゾーン	・ 長浜地域では、森林の大部分が風致地区に指定され重要な景観資源となっています。地域の状況に応じた風致地区の見直しを行いつつ、開発を抑制したみどり豊かな空間として維持します。 ・ 森林の持つ災害防止、水源かん養機能、現存する松林やブナ林等の自然環境に配慮した保全整備に努めます。 ・ 森林を地域資源として捉え、長浜北部地域における雇用創出等に資する地域活性化事業に活用します。

⑦水辺	
水辺 ゾーン	・ 本市のみならず滋賀県全体における重要な自然環境資源である琵琶湖や余呉湖、姉川、草野川、高時川、余呉川、ため池や沼、中小河川等の水辺については、森林の保全や整備、公共下水道の整備等による水質環境の向上等に努めるとともに、市民や市外からの来訪者への自然環境学習の場として活用を進めます。 ・ 滋賀県の河川整備計画による治水等の災害防止の取り組みを進めます。 ・ 数多くの生態系を育む琵琶湖は水産資源の宝庫でもあるため、湖辺や水辺における水質保全や環境保全、内湖再生等の取組を促進し、生物多様性の維持を図ります。

土地利用方針図



※本章における土地利用方針の類型は、本方針図に示すとおりです。

2 交通施設・道路の整備の方針

(1) 基本方針

将来都市構造を踏まえ、産業の発展や交流人口の拡大に寄与する鉄道や広域幹線道路等の機能維持・強化を進めます。また、都市拠点同士をつなぎ、集約型多核都市構造の要となるバス交通をはじめとする公共交通や都市内幹線道路等の機能維持に努めるものとしします。

交通施設の整備に当たっては、誰もが快適で使いやすい施設とするべく、周囲の景観との調和に配慮するとともに、ユニバーサル・デザインの採用に努めます。また、地震や大雨・大雪などの災害時においても、避難や緊急輸送等における安全を確保し得る施設の整備を進めます。

都市計画道路については、交通機能の向上や局所的または一時的な渋滞緩和等、将来にわたって継続して取り組まなければならない課題が多い一方で、限られた財源の中、効果的・効率的に整備することが求められています。そのため、「長浜市都市計画道路見直し方針」に基づいた選択と集中により、必要に応じて都市計画の変更を行い、整備を進めます。

市道については、「長浜市道づくり計画」に基づき整備を行うなど、道路空間の安全性を確保します。さらに、道路施設については、既存ストックを有効に活用する観点から、長寿命化に努めるものとしします。

(2) 主要な施設の配置・整備の方針

①公共交通（鉄道およびバス等）	
広域幹線 交流軸	・ 鉄道路線については交通事業者の経営悪化等により減便が実施されるなど利便性の低下が生じていることから、利用促進を進めつつダイヤの増便など利便性向上に向けた取組を推進します。 ・ 鉄道駅については、広域幹線交流軸を担う大量輸送手段の拠点であることから、引き続きユニバーサル・デザインの考え方を取り入れつつ、駅へのアクセス道路の整備や歩車分離による歩行者の安全性確保・利便性向上に向けた整備を進めます。 ・ JR 田村駅周辺は、鉄道利用の利便性や快適性を向上させるため、今後老朽化の進んだ駅舎の整備・充実を進めるとともに、公共交通機関の利用促進を図ります。
地域支線 交流軸	・ 地域支線交流軸を担う地域公共交通の中心であるコミュニティバス・乗合タクシーは、それぞれの地域特性や利用実態に応じた移動サービスを行い、効率的で持続可能な地域公共交通サービスの提供に取り組みます。 ・ コミュニティバスは、人口密度が比較的高く開けた地形の地域、または細長い地形で主要道路沿いに住宅が立ち並ぶ地域で運行します。 ・ 本市と隣接する米原市を結ぶ定期運行路線である近江長岡線（コミュニティバス）は、日常生活や観光において重要な役割を担っていることから、国の補助制度を活用し、運行の維持を図ります。 ・ 乗合タクシーは、コミュニティバスの代替手段として、市内の各居住エリア内を運行し、面的なサービスを提供する役割を担い、人口密度は低いものの開けた地形の地域に導入します。

②道路および駐車場	
広域幹線 交流軸	・ 国道 8 号や国道 365 号等の主要幹線道路の整備・改良を促進します。
地域支線 交流軸等	・ 地域支線交流軸を担う都市内幹線道路およびその他の都市計画道路等については、未整備区間を中心に引き続き整備を促進します。 ・ 都市計画道路の指定がない主要地方道や一般県道については、滋賀県道路整備マスタープラン（第 3 次）に基づき、都市内ネットワーク機能を担う道路として整備されるよう管理者と協議を進めます。 ・ （仮称）神田スマートインターチェンジの整備に当たっては、（仮称）神田スマートインターチェンジから国道 8 号へのアクセスが容易となる道路整備を促進します。 ・ その他の路線については、広域幹線や都市内幹線道路へのアプローチを担う身近な生活道路の整備（ユニバーサル・デザインの考え方にに基づく歩道の設置、必要に応じ消融雪装置の設置等）を進めていくものとします。 ・ 市道については、「長浜市道づくり計画」に基づき整備を行うなど、道路空間の安全性を確保します。
広域幹線 ／地域支 線交流軸	・ 広域および地域内の防災体制を確立するため、災害時に避難路や緊急輸送道路として活用できる道路を計画的に整備します。 ・ 湖岸や市街地および集落等の歴史資源を有する地域では、自然や趣のある市街地と一体となった道路環境を目指し、市民および来訪者がゆとりや親しみ、潤いを感じるみどり豊かで景観に配慮した道路整備を図ります。
駐車場	・ 観光地でもある中心市街地、特に JR 長浜駅周辺については、駐車場の適正な配置を誘導し、公共交通の利便性向上および利用促進を図りつつ、中心市街地へのアクセスを高めていくものとします。

表 道路等の役割とその位置付け

役割	位置付け	路線名称等
広域幹線 交流軸	鉄道	JR 北陸本線、JR 湖西線
	広域 幹線道路	北陸自動車道および長浜インターチェンジ
		小谷城スマートインターチェンジ
		木之本インターチェンジ
		(仮称)神田スマートインターチェンジ
		国道 8 号
		国道 365 号
		国道 303 号
		(主)大津能登川長浜線
		(県)湖北長浜線
地域支線 交流軸	都市内 幹線道路	(主)中山東上坂線
		(県)祇園八幡中山線
		(主)長浜停車場線
		(県)間田長浜線
		(主)木之本長浜線
		(県)大野木志賀谷長浜線
		(県)長浜近江線
		(県)東野虎姫線
		(県)伊部近江線
		(県)小室大路線
		(県)丁野虎姫長浜線
		(県)早崎湖北線
		(県)延勝寺速水線
		(県)速水片山線
		(県)郷野湖北線
		(県)安養寺虎姫線
		(県)佐野長浜線
		(県)野瀬下山田線
		(県)谷口高畑線
		(県)上山田八日市線
		(県)南浜山本高月線
		(県)飯之浦大音線
		(県)西阿閉東物部線
		(県)西柳野高月線
		(県)磯野木之本線
		(県)木之本高月線
		(県)井口高月線
		(県)川合千田線
		(県)落川高月線
		(県)中河内木之本線
		(主)西浅井余呉線
		(県)杉本余呉線
		(県)大浦沓掛線
		(県)西浅井マキノ線
		(県)加田田村線

* (主)：主要地方道 (県)：一般県道

役割	位置付け	路線名称等
地域支線 交流軸	都市内 幹線道路	都市計画道路3・3・6 豊公園長浜駅線
		都市計画道路3・4・6 長浜駅室線
		都市計画道路3・4・9 北船列見線
		都市計画道路3・4・10 地福寺神照線
		都市計画道路3・5・409 顔戸長沢線
		都市計画道路3・5・102 唐国三川線
		都市計画道路3・3・1 彦根長浜幹線・長浜北部幹線
		都市計画道路3・3・2 世継相撲線
		都市計画道路3・4・1 虎姫停車場線
		都市計画道路3・4・2 酢宮部線
		都市計画道路3・4・3 神照森線・細江月ヶ瀬線
		都市計画道路3・4・4 祇園山階東上坂線
		都市計画道路3・4・5 長浜駅宮司七条線
		都市計画道路3・4・7 下坂浜本庄線
		都市計画道路3・4・8 豊公園森線
		都市計画道路3・4・11 大戌亥山階線
		都市計画道路3・4・12 長沢西上坂線
		都市計画道路3・5・410 近江長浜虎姫線

表 整備区間

路線名	要整備 延長(m)	地区	【整備時期】		
			【短期】	【中期】	【長期】
① (都)3・4・10 地福寺神照線（八幡東工区）	1,250	長浜	●		
② 市道石田宮司線	1,660	長浜	●		
③ 市道南田附神前線第3工区	340	長浜	●		
④ 市道木之本穴師線	560	木之本	●		
⑤ 市道曾根通学線	520	びわ	●		
⑥ 市道速水6号線	330	湖北	●		
⑦ 市道田部木之本線	800	木之本	●		
⑧ (都)3・4・11 大戌亥山階線（室工区）	1,480	長浜	●		
⑨ (都)8・7・(未定)田村駅自由通路線（仮称）	100	長浜	●		
⑩ (都)3・4・(未定)田村駅東口線（仮称）	860	長浜	●		
⑪ 市道南呉服南南呉服上線～市道豊国神社線～市道南呉服南日吉線	350	長浜	●		
⑫ 市道木之本穴師余呉線	250	木之本	●		
⑬ 市道木之本線	300	木之本	●		
⑭ 市道南田附東加納線	100	長浜	●		
⑮ 市道堀部南田附線	870	長浜	●		
⑯ 市道列見下之郷線	550	長浜		●	
⑰ 市道宮司南呉服線（(都)3・4・6 長浜駅室線）	2,290	長浜		●	
⑱ 市道二俣丁野線	30	湖北		●	
⑲ 市道国友森線・市道下之郷西東西1号線	450	長浜		●	
⑳ 市道東谷本線	300	西浅井		●	
㉑ 市道八幡中山神照1号線	150	長浜		●	
㉒ 市道相撲出口線	50	長浜		●	
㉓ 市道北船列見線（(都)3・4・9 北船列見線）	530	長浜		●	
㉔ 市道高畑八島線・市道八島地内20号線	745	浅井		●	
㉕ 市道田川左岸線	430	びわ		●	
㉖ 市道小倉馬渡線	50	湖北			●
㉗ 市道東上坂神照線	120	長浜			●
㉘ 市道青名猫口1号線	640	湖北			●
㉙ 市道虎姫駅東線	460	虎姫			●
㊱ 市道大依・八島線	450	浅井			●
㊲ 市道石田宮司線第2工区	2,000	長浜			●
㊳ 市道小倉馬渡2号線	430	湖北			●
㊴ 市道今市天神池原線	300	余呉			●
㊵ 市道草野川東幹線	1,100	浅井			●
㊶ 市道唐川宇根線	1,000	高月			●

出典：長浜市道路整備アクションプログラム 2020

交通施設・道路の整備方針図



出典：長浜市道路整備アクションプログラム 2020

3 上下水道施設・河川・環境衛生施設の整備の方針

(1) 基本方針

上水道、下水道および河川等については、それぞれ「長浜水道企業団地域水道ビジョン」、「長浜市下水道ビジョン」、滋賀県が策定した「湖北圏域河川整備計画」を踏まえ、安全で快適な都市を支える基盤として充実を図ります。

また、環境衛生施設（汚物処理場、廃棄物処理施設および火葬場）については、湖北広域行政事務センターが策定した「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針」に基づき、広域的な連携により都市基盤施設の整備を進めます。

(2) 主要な施設の配置・整備の方針

①上水道	
・ 「滋賀県水道広域化推進プラン」に基づき上水道事業の広域化を推進します。 ・ 「長浜水道企業団地域水道ビジョン」に基づき施設の統廃合、老朽施設の更新、耐震化を推進します。	
②下水道	
汚水	・ 整備はおおむね完了していますが、未普及箇所の施設整備と、市北西部の都市基盤整備に向け流域下水道木之本西幹線の整備を進めます。 ・ 公共下水道整備では、琵琶湖流域下水道事業計画（東北部処理区）との整合をとりつつ計画的に事業を推進し、快適な生活環境の確保と河川の水質向上を図ります。 ・ 処理区の人口減少や施設老朽化に伴う維持・修繕費の増大に対応するために、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続および施設間の統廃合をはじめ、ストックマネジメント計画に基づく改築更新を行います。 ・ 災害時も機能を確保するために、防災と減災を組み合わせた対策を進めます。
雨水	・ 都市化に対し整備が追いついていなかった市街地での雨水対策として行ってきた琵琶湖流域下水道事業計画（東北部処理区）に基づく雨水渠の整備については、引き続き整備を図っていくものとします。 ・ 汚水と同様に、計画的な維持管理・更新や災害対策を行います。

③河川

- ・ 急激な都市化に対し整備が追い付いていなかった河川からの浸水被害等の解消に当たっては、河川環境を保全しつつ治水上の安全性を確保するため、各河川の実情に即した改修を推進するとともに、水辺環境の向上に取り組みます。
- ・ 特に、下流域の浸水被害を防ぐ雨水幹線としての機能を有する長浜新川の本川と、上流域の都市化に伴う雨水流出量の増加により流下能力が限界に達している土地改良河川大井川・鬼川の浸水被害の軽減を図るための整備を進めるものとします。
- ・ 滋賀県が策定した湖北圏域の河川整備計画に基づく河川整備を促進します。また、河川整備が進捗するまでの対策として、浚渫、竹木の伐採、護岸改修等の河川氾濫対策を進めます。

④環境衛生施設

都市計画 施設	・ 環境衛生施設として、本市と米原市で構成する一部事務組合の湖北広域行政事務センターにより、新一般廃棄物処理施設（エコパーク湖北：汚物処理場・ごみ焼却場・ごみ処理施設）を同一敷地での一括整備を進めています。また、湖北広域火葬場（こもれび苑）を令和3年4月に供用開始しました。新施設の整備に伴い、既存の環境衛生施設である湖北広域行政事務センターし尿処理場（第1プラント）、湖北広域行政事務センター新清掃工場（クリスタルプラザ）、湖北広域行政事務センター粗大ごみ処理施設（クリーンプラント）の跡地利活用の検討等を行うとともに、快適で衛生的な都市生活が営めるよう、引き続き適切な維持管理を図ります。
その他 施設	・ 都市計画施設以外の環境衛生施設として、伊香クリーンプラザ、余呉一般廃棄物最終処分場が整備されており、都市計画施設同様に適切な施設の維持管理を図ります。
共通	・ 施設の老朽化等が課題となっているため、「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針」に基づき、広域的な連携により施設整備を進めます。

4 公園・緑地の整備の方針

(1) 基本方針

「長浜市みどりの基本計画」に基づき、自然環境の保全、レクリエーション、防災、景観機能といったみどりの持つ多面的な役割を考慮して都市公園や風致地区、緑地保全地区、生産緑地地区等の地域制緑地の計画的な配置や水とみどりの保全に努めます。

(2) 主要な施設の整備方針

①公園

- ・ 都市公園およびその他の公園については、それぞれの役割を明確にし、その役割にふさわしい整備を推進していくものとします。
- ・ 総合公園として琵琶湖畔の長浜城跡に整備されている豊公園については、社会情勢の変化等を踏まえ、豊公園再整備基本計画に基づき整備を進めます。
- ・ 神照運動公園については、人口が集積する地域の都市型公園であるため、市民の日常的な健康増進に寄与する機能や万が一の災害に備えた防災機能を付加した公園として、また多目的なレクリエーション拠点として適切な維持管理を図ります。さらに、これらの機能や利便性の向上を図るため、第3期整備を進めます。
- ・ 奥びわスポーツの森については、自然空間を満喫できる自然型レクリエーションの場として、またウォーキング等による市民の日常的な健康増進に寄与する公園として位置付けます。
- ・ 豊公園、神照運動公園、奥びわスポーツの森については、広域避難場所に指定されているため、防災対策や避難時の対応も考慮した整備を図ります。
- ・ 田村山風致地区に指定されている田村山については、長浜の南玄関口として新たなみどりの拠点となる地区であり、身近なみどりを感じることができる風致公園として都市公園整備を進めます。
- ・ 今後の各種公園の整備に当たっては、誰もが安全で快適に空間を利用できるよう、ユニバーサル・デザインの考え方に基づく整備を図ります。

②緑地等

- ・ 風致地区、自然公園、保安林等の地域制緑地において、山や河川、湖、農地の一体的な管理のもと、景観や貴重な動植物の生息環境の保全に努めます。また、風致地区については現状に照らし合わせた指定地区の見直しを図ります。
- ・ 琵琶湖や河川、池沼等については、良質な水質、水量、水生生物、水辺地を将来にわたって維持できるように、適切な保全整備に努めるものとします。
- ・ 琵琶湖の保全・再生については、琵琶湖の保全および再生に関する法律に基づき、「琵琶湖保全再生施策に関する計画」に沿った取組を進めます。



豊公園

5 都市景観づくりの方針

(1) 基本方針

「長浜市景観まちづくり計画」に基づき、「活力に満ちた景観の形成」、「歴史と文化を継承する景観の形成」、「誇りと愛着を育む景観の形成」、「心に潤いと安らぎを与える景観の形成」および「にぎわいと交流を生む景観の形成」の実現を目指し、景観まちづくりを進めます。

- ・長浜市歴史的風致維持向上計画に基づく施策を計画的に行っていくものとし、特に重点区域においては、歴史的建造物の保存・活用や周辺の環境整備を進めます。
- ・長浜市屋外広告物条例の適切な運用による良好な景観への誘導に取り組みます。

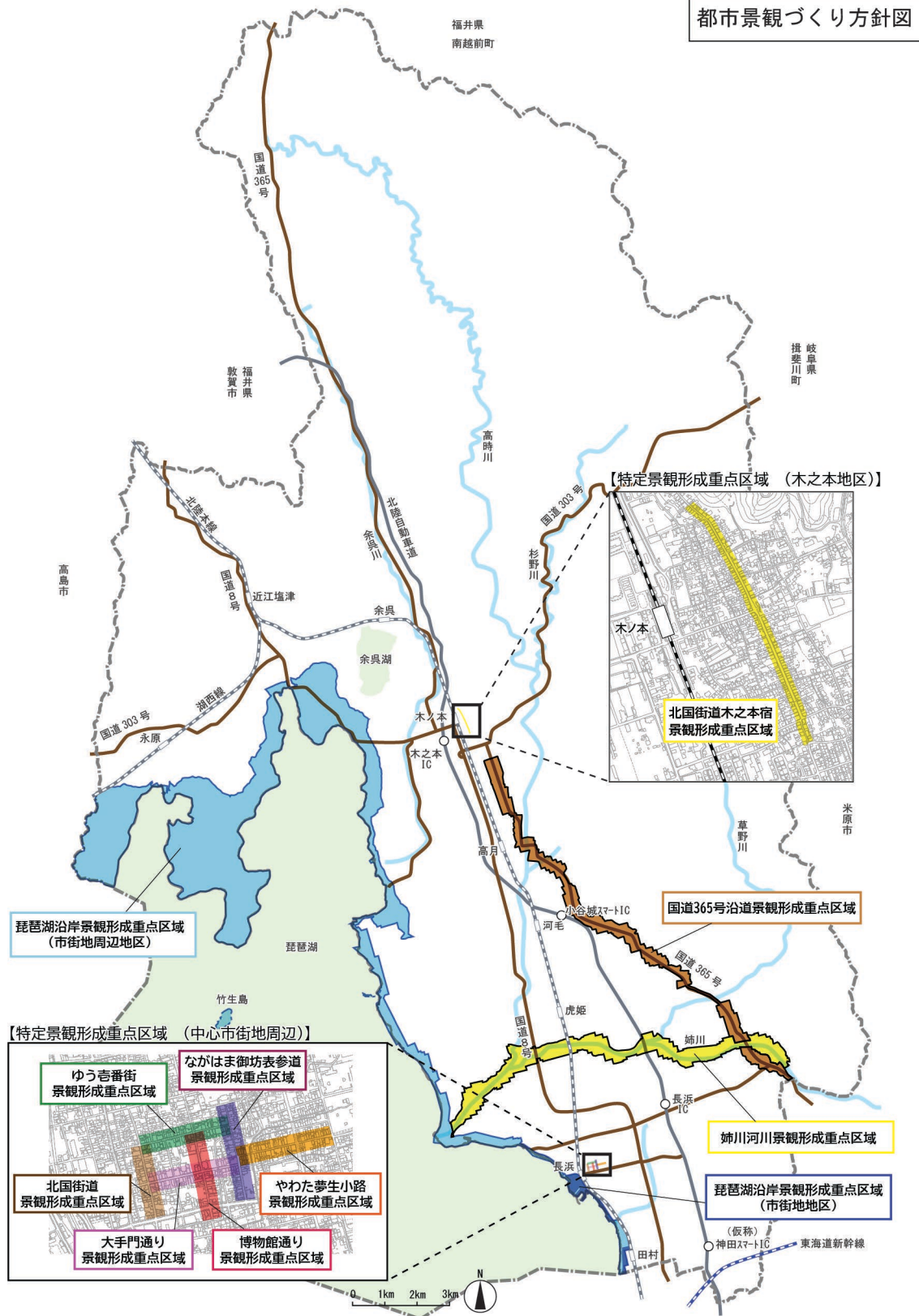


大手門通り景観形成重点区域



小谷山から望む竹生島

都市景観づくり方針図



6 防災都市づくりの方針

(1) 基本方針

「長浜市地域防災計画」との整合をとりながら、災害時の市街地や集落の孤立回避に向けたライフライン・道路網の充実、安全で安心な都市の形成を図っていくものとします。

(2) 防災の方針

①地域防災計画に基づく地震や洪水等の自然災害に強い都市基盤の整備

- ・ 都市計画道路の整備や既存道路の拡幅等、道路施設の保全整備に努めます。
- ・ 消防、救急、救助等が困難となりうる狭あい道路の解消に努めます。
- ・ 舟艇は災害時の緊急輸送の重要な手段となることから、港湾（長浜港、大浦漁港および尾上漁港）と緊急輸送道路等を組みあわせた緊急輸送ネットワークの整備を図ります。
- ・ 災害時に避難者の安全を確保するため、公園や緑地の整備、防災センター等の整備・充実を図ります。
- ・ 防災面からの市街地整備については、住宅密集地を中心とした住環境整備や雨水渠、普通河川等の整備を推進し、防災の質の向上を図るものとします。
- ・ 歴史的なまちなみを有する地域では、消火活動が困難な狭あい道路等でも消火活動が可能な消防用設備の整備を図るものとします。さらに、防災性を維持しつつまちなみの保全が図れるよう、防火地域・準防火地域の設定や建蔽率・容積率を見直すなど、土地利用規制も含めた防火対策を検討します。
- ・ 市街地には多くの老朽住宅があることから、地震等の発生時には、大規模災害につながる事が予想されます。建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく「長浜市耐震改修促進計画」に基づく建築物の耐震化や共同住宅等の防火対策、水利の確保、防災通路の整備を促進するなどの対策を講じ、建築物が原因で発生する事故の防止を図るものとします。

②浸水害対策

- ・ 滋賀県においては、平成 24 年 3 月に策定した滋賀県流域治水基本方針の中で、どのような洪水にあっても、人命が失われることを避け（最優先）、生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助・共助・公助が一体となって、川の中の対策に加えて川の外の対策を、総合的に進めていくという方針が示されています。本市においても、滋賀県との連携のもと、この基本方針にある 4 つの対策（①ながす（河道内で洪水を安全に流下させる対策）、②ためる（流域貯留対策）、③とどめる（はん濫原減災対策）、④そなえる（地域防災力向上対策））を進めます。

③原子力災害への対応

- ・ 本市は、原子力発電施設等が多数立地する福井県嶺南地域と近接しており、最も近い施設から約 13km の位置にあることから、原子力災害時の対応も視野に入れた緊急輸送道路や避難所の整備を図ります。



耐震改修した虎姫まちづくりセンター

防災都市づくり方針図

